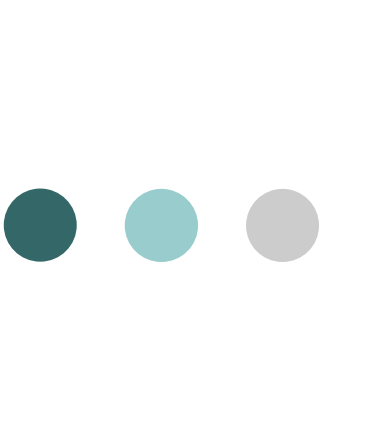




第72回国際獣疫事務局 総会 (平成16年5月) 結果概要

絶対的安全物品

現行

(第2.3.13.8条)

BSEステータスに関わらず「条件を課さずに輸入を承認すべきである」



改正後

(第2.3.13.1条)

輸入を認める場合には、獣医当局は、BSEのステータスに関わらずいかなる条件も課すべきでない

- ①牛乳及び乳製品
- ②精液及び一定の要件を備えた受精卵
- ③獣皮及び皮革
- ④獣皮又は皮革のみから調整されたゼラチン及びコラーゲン

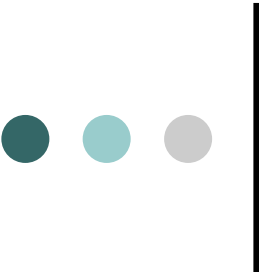
条件付安全物品

現行
輸入国の当局は…の
条件を要求すべきである。



改正案
(第2.3.13.1条)
輸入を認める場合には、獣
医当局は、BSEのステータ
スに応じた本章に記載され
た条件を課すべきである

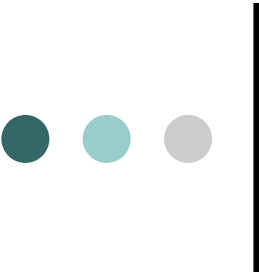
- ①生体牛
- ②牛肉及び牛肉加工品
- ③骨由来のゼラチン及びコラーゲン
- ④獣脂及び獣脂由来製品並びに第2リン酸カルシウム



牛肉輸入の際に要求すべき事項 (1)

〈国内制度に係る要件〉

- ①BSE様症状牛の把握
 - ・全ての牛についての生前検査
- ②BSEの拡大防止・感染可能性のある牛の排除
 - ・フィードバンの効果的実施
 - ・由来する牛が飼養されていた農場まで追跡できる個体識別制度が機能
 - ・感染牛、その産子及び同居牛の完全な処分



牛肉輸入の際に要求すべき事項 (2)

〈輸出される牛が備えるべき要件〉

- ①BSEに感染した可能性のある牛の排除
 - ・BSEに感染した雌牛の産子ではないこと (恒久的な個体識別制度により、由来する母牛及び牛群が特定)
 - ・フィードバンの効果的な実施以降に生まれたこと
 - ・7年間BSEの発生が確認されていない牛群で生まれ、飼育されたこと
- ②牛肉の汚染の可能性の排除
 - ・ピッシング等が行われていないこと
 - ・危険部位の適切な除去

特定危険部位に係るOIEコード見直し結果

	改正前			改正後		
	最小リスク国	中リスク国	高リスク国	最小リスク国	中リスク国	高リスク国
脳	30ヶ月齢超	<u>6ヶ月齢超</u>	<u>6ヶ月齢超</u>	30ヶ月齢超	<u>12ヶ月齢超</u>	
眼						
せき髄						
頭蓋						
脊柱						
扁桃	—	—	<u>6ヶ月齢超</u>	—	全月齢	
腸	—	<u>6ヶ月齢超</u> (回腸遠位部のみ)	<u>6ヶ月齢超</u>	—	全月齢	
背根神経節	—	—	<u>6ヶ月齢超</u>	—	—	
三叉神経節	—	—	<u>6ヶ月齢超</u>	—	—	
胸腺	—	—	<u>6ヶ月齢超</u>	—	—	
脾臓	—	—	<u>6ヶ月齢超</u>	—	—	

サーベイランス基準 (現行)

対象：原則として、BSE症状牛

必要サンプル数：飼養頭数ごとに規定

〈30ヶ月齢を超える全牛群に対するBSE症状を示す牛の必要最小サンプル数〉

30ヶ月齢を超える全牛群 (頭/年)	必要最小サンプル数
500,000	50
1,000,000	99
5,000,000	300
10,000,000	367
40,000,000	433

不足する場合には、BSE症状のないリスク牛 (死亡牛等) 及び通常と殺牛によって補充 (具体的基準なし)。

サーベイランス基準 (改正案:採択されず)

対象:原則として、BSE症状牛

必要サンプル数:飼養頭数ごとに規定

〈30ヶ月齢を超える全牛群に対するBSE症状を示す牛の必要最小サンプル数〉

単位 (頭／年)

30ヶ月齢を超える全牛群 (頭/年)	必要最小サンプル数
500,000	50
1,000,000	99
5,000,000	300
10,000,000	367
40,000,000	433

不足する場合には、リスク牛については100倍、通常と殺牛については5,000～10,000倍。